

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇
改善を求める意見書

平成26年6月に成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかならない。医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でいうものである（医療法第30条）。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものとする。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し、「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容させることなどが盛り込まれている（介護保険法第105条）。これらは限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫することになる。

また、安全・安心な医療・介護を提供する上でも処遇改善が急務である。

よって、国においては、下記事項の改善を行うよう要望する。

記

- 1 国の公的責任を自治体・住民に転嫁した医療介護総合法について自治体・住民に負担をかけない対策を国の責任として講じること。
- 2 安全・安心な医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員を大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月11日

北海道遠軽町議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣